44　「放置駐車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

別表第二の備考の二の80中「又は第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段」を「、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段」に、「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項又は第四十九条の四」に、「当該行為のうち19及び43に規定する」を「駐停車禁止場所等違反行為に該当する」に改める。

別表第六中十六の項を二十の項とし、十二の項から十五の項までを四項ずつ繰り下げ、同表の十一の項中「駐停車違反（駐車禁止場所等）」を「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」に改め、同項を同表の十五の項とし、同表の十の項中「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」に改め、同項を同表の十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四　駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	大型車	一万四千円
	普通車	一万二千円
	二輪車又は原付車	八千円

別表第六中九の項を十二の項とし、八の項を十の項とし、同項の次に次のように加える。

十一　駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	大型車	一万七千円
	普通車	一万四千円
	二輪車又は原付車	九千円

別表第六の七の項中「放置駐車違反（駐車禁止場所等）」を「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の六の項中「放置駐車違反（駐停車禁止場所等）」を「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」に改め、同項を同表の七の項とし、同項の次に次のように加える。

八　放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	大型車又は重被牽引車	二万三千円
	普通車	一万七千円
	二輪車又は原付車	一万千円

別表第六中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五　放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））	大型車又は重被牽引車	二万七千円
	普通車	二万円
	二輪車又は原付車	一万二千円

別表第六の備考の二中14を22とし、10から13までを18から21までとし、同表の備考の二の9中「8」を「16」に改め、同表の備考の二中9を17とし、8を16とし、7を15とし、6を11とし、その次に次のように加える。

12　「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の43に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13　「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

14　「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の80に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

別表第六の備考の二中5を6とし、その次に次のように加える。

7　「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8　「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十五条第一項の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については指定駐車場所（法定駐停車禁止場所にあるものを除く。）における行為に限る。13において同じ。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

9　「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10　「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

別表第六の備考の二の4の次に次のように加える。

5　「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十四条の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所における行為に限る。10において同じ。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

附　則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月十九日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人